

勝浦市立勝浦中学校校舎改修工事基本計画・基本設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、昭和39年（1964年）に建設された勝浦中学校校舎について、時代の変化に伴う学校施設に要求される機能に対して、そのために必要な現地調査、改修に係る課題や内容の検討を行い、目標使用年数（80年）まで使用するために実施すべき改修工事の内容を整理するとともに、将来的には改築（建替）も予定されることから、改築（建替）を想定した、本改修工事費用の削減の視点も踏まえた、基本方針・基本計画の策定並びに基本設計を実施するため、公募型プロポーザル方式によって高度な創造性、技術力、専門的な技術（知識）及び経験を有する者から提案を募集し、最も優れた者を当該業務における随意契約の受注候補者として選定することを目的とします。

2. 業務の概要

（1）業務名

勝浦市立勝浦中学校校舎改修工事基本計画・基本設計業務

（2）業務内容

別紙「勝浦市立勝浦中学校校舎改修工事基本計画・基本設計業務特記仕様書」

（以下、「特記仕様書」という。）のとおり

（3）業務委託期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

（4）委託料上限額 22,930千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格者

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

（1）勝浦市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」又は「測量業務」に登録があること。

（2）参加者は、「6. 参加表明書等の提出について」「7. 業務提案書の作成及び提出について」に示す提出書類により、本募集要領の内容を充分に遂行できると認められる者であること。

（3）参加者は、本市や必要に応じて関係者との協議・調整に十分な能力を有し、本業務に関連する諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

（4）参加者は、公立小中学校施設の建築設計（長寿命化改良工事又は大規模改修工事）業務の実績があること。

（5）公募開始日から契約締結日までにおいて、以下項目を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公募開始日前6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにしたものに該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生の手続きの申立てがなされている者(競争参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。)に該当しないこと。

工 勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成12年6月29日告示第74号)に基づく指名停止を受けていないこと。

才 勝浦市暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条各号のいずれにも該当しない者。

(6) 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

※2者以上で構成される共同企業体により参加しようとする場合は、共同企業体を構成する全ての構成員が、上記(1)から(6)に掲げる事項を全て満たす者である必要があります。

4. 本プロポーザルの実施スケジュール(予定)

内容	期日
公募開始	令和6年8月1日(木)
現地見学会申込締切	令和6年8月8日(木)正午
現地見学会	令和6年8月16日(金)・19日(月)
質問受付	令和6年8月19日(月)
質問締切	令和6年8月21日(水)午後5時00分必着
質問回答(ホームページ回答)	令和6年8月23日(金)
参加書類受付開始	令和6年8月26日(月)
参加書類提出締切	令和6年8月30日(金)午後5時00分必着
参加資格審査結果通知	令和6年9月3日(火)
技術提案書の提出締切	令和6年9月13日(金)午後5時00分必着
プレゼンテーション審査(予定)	令和6年9月19日(木)・20日(金)
審査結果通知(予定)	令和6年9月26日(木)
契約締結	令和6年9月30日(月)

5. 提供資料(希望者のみ)

(1) 勝浦市教育大綱(勝浦市ホームページに掲載あり)

(2) 勝浦市学校施設の長寿命化計画(令和2年3月策定)

(3) 校舎(鉄筋コンクリート造の建物)耐力度調査票(令和5年度実施)

※提供を希望する事業者は、8月30日(金)正午までに、勝浦市教育委員会 学校教育課 学校教育係 メールアドレス:gakkou-g@city-katsuura.jpに電子メールを送信してください。

着信確認のため、メール送信後、必ず担当課に電話連絡を行ってください。提供は電子メール等で行います。

6. プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとします。

(1) 提出様式 様式第7号

- (2) 提出期間（期限） 令和6年8月19日（月）～8月21日（水）午後5時00分まで（必着）
(3) 提出先 勝浦市教育委員会 学校教育課 学校教育係
メールアドレス : gakkou-g@city-katsuura.jp
電話 : 0470-73-6664
(4) 提出方法 質問書（様式第7号）に記入し、上記アドレスに電子メールにより送信してください。
着信確認のため、メール送信後、必ず担当課に電話連絡を行ってください。
(5) 回答方法 質問に対する回答は、8月23日（金）までに、勝浦市のホームページに掲載します。

7. 参加表明書等の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 会社定款
- ③ 登記事項証明書（写し可）
- ④ 税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税・消費税及び地方消費税に係る納税証明または未納がないことを証明した書類）
- ⑤ 会社の概要・規模（様式第3号）
- ⑥ 業務実績（様式第4号）
- ⑦ 配置予定技術者の経歴等
 - ・総括責任者（様式第5号）
 - ・主たる担当技術者（様式第6号）

※2者以上で構成される共同企業体により提出する場合は、全ての構成員の間で締結された「共同企業体協定書（写し）」を提出するとともに、全ての構成員に係る上記の書類を提出してください。

(2) 提出期間（期限）

令和6年8月26日（月）～8月30日（金）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出先 〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1

勝浦市教育委員会 学校教育課 学校教育係（勝浦市役所4階）

(4) 提出部数 正1副7部

(5) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分まで）又は書留郵便

8. 業務提案書の作成及び提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加意向を申し出た場合は、下記の書類等を作成し提出してください。

【提出書類】

- ① 技術提案書（兼誓約書）（様式第8号）
- ② 技術提案書（表紙）（様式第9号）
- ③ 業務実施方針及び体制（様式第10号）

④業務の提案（様式第11号）

⑤基本計画・基本設計業務見積金額（様式第12号）

※2者以上で構成される共同企業体により提出する場合は、全ての構成員の間で締結された「共同企業体協定書（写し）」を提出するとともに、全ての構成員に係る上記の書類を提出してください。

（2）提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時00分まで（必着）

（3）提出先 〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1

勝浦市教育委員会 学校教育課 学校教育係（勝浦市役所4階）

（4）提出部数 正1副7部

（5）提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分まで）又は書留郵便

9. プレゼンテーション

（1）実施日時

令和6年9月19日（木）・20日（金） ※時間は別途連絡します。

（2）実施場所

勝浦市役所（会場は後日通知します。）

（3）提案方法等

プレゼンテーションの実施の順序は、業務提案書の提出順とし、プレゼンテーションに係る1事業者の持ち時間は45分（説明30分、質疑15分）を予定しています。

（4）提案先

プレゼンテーションは、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対して行っていただきます。

（5）審査基準

審査にあたっては、別記の13. 審査基準・審査項目・配点により総合的に評価します。

（6）機材等

プロジェクター、プロジェクター接続コード（HDMI）、スクリーンは事務局が用意します。（パソコンは参加者でご準備ください。）

10. 現地見学会について

（1）実施場所

勝浦市立勝浦中学校

（2）日程

令和6年8月16日（金）・8月19日（月）

（3）見学方法

ア 市が指定した日時ののみの現地見学となります。

イ 現地見学はプロポーザル参加者ごとの実施となります。

ウ 校舎内は市職員が同行します。

エ 集合時間は市が指定した時間に学校へ集合してください。

オ 参加者は5名以内としてください。

(4) 申込方法

現地見学会参加申込書（様式第1号）により、8月8日（木）正午までに電子メールにより送信してください。

着信確認のため、メール送信後、必ず担当課に電話連絡を行ってください。

(5) 申込先 勝浦市教育委員会 学校教育課 学校教育係

メールアドレス : gakkou-g@city-katsuura.jp

電話 : 0470-73-6664

※現地見学会の時間等は令和6年8月9日（金）に電子メールにて連絡します。

(6) 留意事項

ア 学校敷地内は全面禁煙となります。

イ 学校教育活動等に支障のないよう留意してください。

ウ 上履きなど、見学に必要となるものは各自用意してください。

エ カメラ等による撮影は可能ですが、生徒が特定されないようにしてください。また、撮影した画像等は本業務以外に使用しないでください。

オ 現地見学時には、本事業に関する質問への回答はできませんのでご了承ください。

1.1. 提案の辞退

(1) 参加表明書を提出後の参加を辞退するときは、その旨を記載した書面（任意様式）を速やかに提出すること。

(2) 提案を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

1.2. 審査

提案の特定に関する審査は、審査委員会で行います。

1.3. 審査基準・審査項目・配点

最適設計候補者の選定の審査基準（順位の決定方法）・審査項目・配点を次のとおりとします。

なお、当該技術提案の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱す恐れがあると著しく不適当であると認められるときは、その者を設計候補者とせず、次点者を設計候補者とすることがあります。

(1) 提案者が複数の場合（優先順位順）

第1条件 総合得点第1位とした委員数の多い提案者を最適設計候補者とします。

第2条件 第1条件者が複数の場合は、合計点数の多い方を最適設計候補者とします。

第3条件 第2条件が同点の場合は、委員全員の合計得点数多い第2条件者を最適設計候補者とします。

(2) 提案者が一者の場合

委員全員の平均得点数60点以上の場合、最適設計候補者とします。

審査項目等

大項目	中項目	小項目	評価の視点		様式	配点
技術評価	業務遂行能力	類似業務の実績	①	過去5年以内に公立小中学校の長寿命化改良工事もしくは大規模改修（屋上防水、外壁改修を含む）の設計実績があるか	4	10
		業務実施体制	②	特記仕様書における業務体制と技術者などの資格要件を満たしているか	10	10
		スケジュール	③	<ul style="list-style-type: none"> 業務工程について具体的な提案があり評価できる内容であるか 設計プロセスについて具体的な提案があり評価できる内容であるか 	任意様式	10
	業務計画内容	設計方針	④	<p>工事計画について</p> <p>(1)円滑な学校運営と工期遵守を両立させる整備の手法及び工事費について具体的な提案があり評価できる内容であるか（学校運営への影響が少ない計画、工事費（仮設校舎設置の考え方含む）の削減の考え方）</p> <p>(2)将来の改築（建替）を想定した改修計画になっているか</p> <p>(3)ライフサイクルコストの低減について具体的な提案があり評価できる内容であるか</p>	11 (その1)	20
			⑤	<p>脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備について</p> <p>(1)省エネルギー化・断熱化・その他環境負荷低減に寄与する具体的な提案があり評価できる内容であるか</p>	11 (その2)	10
			⑥	<p>教育環境の質的向上を図るもの</p> <p>(1)近年の多様な学習内容・学習形態への対応や今後の学校教育や情報化の進展への対応に配慮した具体的な提案があり評価できる内容であるか</p> <p>(2)バリアフリーについて具体的な提案があり評価できる内容であるか</p>	11 (その3)	10
			⑦	<p>安心安全な施設環境の確保について</p> <p>(1)耐震対策に配慮した具体的な提案があり評価できる内容であるか</p> <p>(2)事故防止・防犯対策等に配慮した具体的な提案があり評価できる内容であるか</p> <p>(3)防災機能の強化に配慮した具体的な提案があり評価できる内容であるか</p> <p>(4)老朽化の対処方法をわかりやすく説明できているか</p>	11 (その4)	10
		その他	⑧	プレゼンテーションがわかりやすく担当者に意欲を感じるか	—	5
			⑨	仕様書以外に独自の提案があるか	—	5
価格評価	価格	見積金額	⑩	配点 × (最低見積金額／提案者見積金額) ※小数点未満切捨	12	30
合計						120

14. 委託業務の執行

最適設計候補者は、その技術提案を柔軟に活かした委託業務を執行します。

15. 最適設計候補者の委託業務内容

(1) 設計業務委託契約

設計業務委託料は、設計業務見積額を基本に、勝浦市の定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結します。

(2) 基本計画・基本設計業務

- ①基本計画の策定（改築を見据えた校舎の改修方針）
- ②基本設計

16. 審査結果

審査結果は、参加者全てに郵送で通知します。また、勝浦市ホームページで公表します。なお、審査結果について、勝浦市情報公開条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。

17. 契約の締結

最優秀提案者を優先交渉権者とし、協議が整い次第、速やかに委託契約を締結します。また、協議が整わない場合においては、プロポーザルの審査による順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を受託者と決定します。

18. その他

(1) 無効となる技術提案

次のいずれかに該当した場合、無効となることがあります。

- ア 技術提案の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 技術提案書作成要領に指定する技術提案の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 技術提案に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 技術提案に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア 技術提案の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- イ 提出された技術提案は、技術提案の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- ウ 技術提案に虚偽の記載をした場合は、技術提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- エ 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがあります。
- オ 提出された技術提案は返却しません。提出後辞退された場合も同様とします。

カ 提出された技術提案は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがあります。

キ 技術提案の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用しません。

19. 問い合わせ先

住所：〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

担当：勝浦市教育委員会 学校教育課 学校教育係 担当：栗原

電話：0470-73-6664 FAX：0470-73-9066

メールアドレス：gakkou-g@city-katsuura.jp

(参考)

○地方自治法施行令第167 条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○勝浦市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。